

## 苫小牧市遠隔手話サービス利用規約

苫小牧市遠隔手話サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意するものとします。

### 1 サービスの提供

#### (1) サービスの提供日及び提供期間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）の午前9時15分から午後4時45分までとします。

#### (2) 手話通訳者

サービスは、苫小牧市が直接実施するものとし、手話通訳は、苫小牧市の専任手話通訳員が対応します。

### 2 サービスの内容等

#### (1) サービス内容

サービスは、耳の聞こえない人とテレビ通話機器を利用し、手話通訳者との通話を提供するものです（電話リレーサービスを含みます）。

#### (2) サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

ア 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの

イ おおむね10分を超えるものや多頻度の利用のもの

ウ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と苫小牧市が判断したもの

エ 電話先の相手から本サービスの利用についての同意が得られないもの（本人が確認できないために受け付けられない会話等）

オ 国外への通話を伴うもの

これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をすることがあります。

### 3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、苫小牧市内に居住し、耳が聞こえないことにより音声による電話の通話ができない者とします。

### 4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、予め利用登録をしなければなりません。

### 5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

### 6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができるS k y p eを利用登録するものとし、利用者は自分でS k y p eが使用できる環境を整えるものとします。

## 7 その他

このサービスは、モバイル通信等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、専任手話通訳員が外出中や来庁された方の対応等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも一切の責任は負いません。